

このページから

医療 (いりょう)



医療費の支援や歯の治療・健康相談について

● 重度心身障がい者医療費助成 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | ○ | B | X | B- | X | |---|---|---|---|----|---|

重度の障がいのある方の医療費を助成します。利用するには、「重度心身障がい者医療費受給者証」がひとつようとなりますので、お住まいの区の保健福祉課で、交付の手続きをしてください。

● 自立支援医療費 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | ○ | B | ○ | B- | ○ | |---|---|---|---|----|---|

精神疾患があり、通院による精神医療を継続するひとつようがある方の医療費の一部を助成します。利用するには、「自立支援医療受給者証」がひとつようとなりますので、診断書などを用意し、お住まいの区の保健福祉課で交付の手続きをしてください。

※ くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

● 後期高齢者医療制度 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | ○ | B | X | B- | X | |---|---|---|---|----|---| ※65歳以上

区分「A」の方のみ、申請することで、65歳から加入することができる健康保険制度です。病院にかかるときの自己負担の割合は、令和4年9月までは1割(所得の多い方は3割)、令和4年10月からは所得に応じて1~3割です。まずは、療育手帳を持って、お住まいの区の保険年金課で相談してください。

※ くわしくは、お住まいの区の保険年金課まで(うら表紙に一覧があります)。

● 障がい者歯科診療 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | ○ | B | ○ | B- | ○ | |---|---|---|---|----|---|

札幌歯科医師会 口腔医療センター障がい者歯科診療部では、障がいのある方の歯の治療をおこなっています。

※ くわしくは、札幌歯科医師会 口腔医療センター障がい者歯科診療部まで(日曜日・祝日は休み)。

※ **かならず事前に予約をしてください**

中央区南7条西10丁目 **でんわ** 512-9497

● 訪問指導 | | | | | | | |---|---|---|---|----|---| | A | △ | B | △ | B- | △ | |---|---|---|---|----|---|

障がいなどのため、家で療養している方のために、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが、障がいのある方の家に直接行って、健康をたもつための相談などを受けます。

《受けられる相談内容の種類》

- 生活習慣病予防・介護予防にかんする保健指導
- 家庭における療養方法
- 介護方法 ● 保健福祉サービス

※ くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。